

令和6年士幌町議会第4回定例会

1 議事日程 12月6日（金曜日） 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

（今期議会議案提案理由総括説明）

日程番号5 議報告第5号 産業厚生常任委員会所管事務調査報告

日程番号6 報告第1号 専決処分の報告について

日程番号7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号9 議案第1号 指定管理者の指定について

日程番号10 議案第2号 指定管理者の指定について

日程番号11 議案第3号 物品購入契約の締結について

日程番号12 議案第4号 士幌町犯罪被害者等支援条例案

日程番号13 議案第5号 下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案

日程番号14 議案第6号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

日程番号15 議案第7号 令和6年度士幌町一般会計補正予算（第7号）

日程番号16 議案第8号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程番号17 議案第9号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程番号18 議案第10号 令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程番号19 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙

2 出席議員（12名）

1番	中村 貢	2番	森本 真隆	3番	山中 明裕	5番	矢坂 賢哉
6番	牧野 圭司	7番	大西 米明	8番	西山 伸宏	9番	伊藤 健蔵
10番	成田 哲也	11番	曾我 弘美	12番	秋間 紘一	13番	河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	寺田 和也	農業委員会会長	森本 耕二

5 土幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	地域戦略課長	小野寺 務
会計管理者	三野宮智恵子	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	佐藤 慶岩	産業振興課長	郷原 敏宏
建設課長	上山 英樹	建設課道路維持担当課長	若原 裕
病院事務長	増田 達也	特老施設長	齋藤 英雄
幼児教育課長	角田 淳二	消防課長	仙石 譲
総務課主幹	河田 玲志		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	係長	長岡 直美
------	-------	----	-------

9 議事録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	河川議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、令和6年第4回土幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、大西米明議員及び8番、西山伸宏議員を指名します。
	2	日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る12月2日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から12月11日までの6日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河川議長	異議なしと認めます。 会期は、本日から12月11日までの6日間に決定しました。

これから諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付のとおりです。

次に、十勝圏複合事務組合議会等に関する報告及びとかち広域消防事務組合議会等に関する報告は、お手元に配付のとおりです。

なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。

次に、監査委員から提出のあった例月出納検査報告書及び定期監査に関する報告は、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、行政報告及び日程第4、教育行政報告を行います。

行政報告及び教育行政報告については、お手元に配付のとおりです。

なお、行政報告及び教育行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

これで行政報告及び教育行政報告を終わります。

本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、専決処分の報告1件及び承認2件、指定管理者の指定2件、物品購入契約の締結が1件、新規条例の制定1件と条例の一部改正2件、令和6年度一般会計ほか各会計の補正予算が4件の合計13件の議案を提出させていただきます。

報告第1号は、交通事故の損害賠償の額の決定及び和解についての報告でございます。承認第1号は、衆議院議員選挙執行費用に係る令和6年度一般会計補正予算、承認第2号は報告第1号に関わる損害賠償に関わる一般会計補正予算についてそれぞれ専決をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。議案第1号から第2号は、指定管理者の指定についてでありまして、議案第1号は士幌町学習体験の里及び士幌町国産材展示施設の士幌高原ヌブカの里、議案第2号は士幌町民プールの指定管理者を指定しようとするものであります。議案第3号は、物品購入契約の締結についてであります。議案第4号は、犯罪被害者等基本法の改正に合わせて、新たに士幌町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。議案第5号は、下居辺交流施設設置条例の一部改正について、議案第6号は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理について、議案第7号から第10号は補正予算でありまして、一般会計ほか3特別会計の補正予算であります。なお、追加議案として国の令和6年人事院勧告を受けて給与等の関係条例の一部改正4件とそれに伴う令和6年度の一般会計、4特

5	河口議長	別会計及び2事業会計の補正予算7件について提出する予定であります。 以上、本日ご提案をいたしました議案についてご説明を申し上げますが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。 日程第5、議報告第5号「産業厚生常任委員会所管事務調査報告」を行います。 産業厚生常任委員長、登壇願います。 議報告第5号。 令和6年12月6日。 士幌町議会議長、河口和吉様。 産業厚生常任委員長、矢坂賢哉。 産業厚生常任委員会所管事務調査報告。 本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。 令和6年所管事務調査報告書、公営住宅の現状について。 所感の朗読をもって報告にさせていただきますと思いますので、5ページをお開きください。 所感。公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。 本町が管理する住宅数は、令和6年3月末現在20団地446戸となっている。このうち昭和40年代から50年代に建てられたものが全体の約60%を占めており、建設後40年以上経過し、耐用年数を超え、老朽化が著しい住宅もあり、公営住宅の最適化計画の立案と士幌町公営住宅等長寿命化計画に基づき早急に改善すべきものである。また、限られた予算の中で住民サービスの低下を来すことなく、効率的で平準化された維持管理の推進が求められている。 昨今の生活形態から給湯設備や浴槽、エアコンの設置は必須であり、居住性向上には効果的と考えられるが、建設時より30年以上経過している住宅については残耐用年数を勘案し、計画的な改築、改修等に取り組み、入居者の満足度、安全性を十分に考慮しつつ、実効ある管理運営に努めていただきたい。 以上をもちまして所管事務調査報告とさせていただきます。 これで産業厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。 日程第6、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 報告第1号の専決処分についてご報告申し上げます。 これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議
	矢坂委員長	
6	河口議長	
	亀野副町長	

8		以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認されました。 日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。
	河 田	総務課主幹、河田よりご説明申し上げます。
	総 務 課	令和6年度土幌町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月15日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
	主 幹	1枚おめくりいただき、1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億7,791万7,000円に改めたものでございます。 それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の補正予算につきましては、先ほどの報告第1号で報告させていただきました町有車両事故の損害賠償に係る費用について専決処分を行ったもので、2款1項3目財産管理費の21節補償補填及び賠償金に公用車事故損害賠償金39万9,000円を追加し、特定財源として公用車事故損害共済金を同額充当するものでございます。 4ページの歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。

9		よって、本案は原案のとおり承認されました。 日程第9、議案第1号「指定管理者の指定について」を議案とします。 中村議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となります。本件の審議が終了するまでご退席ください。 暫時休憩します。 午前10時16分 休憩 (中村議員退席) 午前10時16分 再開
	河口議長	休憩前に引き続き会議を再開します。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第1号 指定管理者の指定について説明をいたします。 これは、士幌町学習体験の里及び士幌町国産材展示施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。 指定管理者は、株式会社佐藤土建代表取締役、中村将氏を引き続き指定しようとするものでございます。 指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。 指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の公募によるもので、募集の結果、株式会社佐藤土建1社から応募があり、11月19日開催の指定管理者選定委員会により適切なものと判断し、今議会の議決をお願いするものでございます。 以上、議案第1号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。 午前10時18分 休憩 (中村議員入場) 午前10時18分 再開

1 0	河口議長	休憩を解き会議を再開します。
		日程第10、議案第2号「指定管理者の指定について」を議案とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第2号 指定管理者の指定について説明をいたします。 これは、士幌町民プールに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
		指定管理者は、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏を引き続き指定しようとするものであります。 指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。 指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の公募によるもので、募集の結果、株式会社オカモト1社から応募があり、11月19日開催の指定管理者選定委員会により適切なものと判断し、今議会の議決をお願いするものでございます。 以上、議案第2号の説明といたします。
1 1	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第11、議案第3号「物品購入契約の締結について」を議題とします。
	亀 野 副 町 長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第3号 物品購入契約の締結について説明をいたします。 これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものでございます。 契約の目的は、国のGIGAスクール構想の実現のため令和2年度から進めております小中学校1人1台パソコン端末の整備に伴い、既に導入済みとなっている端末を更新するものでございます。 契約金額は3,296万9,200円、契約の相手方は帯広市西19条南1丁目4番地22、大丸株式会社道東支店支店長、吉田雄二郎、契約の方法は道内の179市町村教育委員会と北海道教育委員会で構成する共同調達会議を設置し、共同調達の仕様書や事業者の選定方法を決定した後、

1 2		北海道が事業者を募集し、一般競争入札において事業者を選定したものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき選定事業者との随意契約により仮契約を締結したものでございます。 恐れ入りますが、説明資料の4ページを御覧願います。物品名は、町内小中学校 I C T 端末の購入、メーカー、製品名はアップル、10.2 インチアイパッド、W i - F i 、64ギガバイト、数量は472台、納入場所は土幌町教育委員会、見積合わせ日時は令和6年10月10日、見積合わせ業者は大丸株式会社1社であります。見積合わせ経過は、第1回決定、予定価格は3,296万9,200円、決定率は100%であります。 以上、簡単ですが、説明といたします。 河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) 河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) 河口議長 討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) 河口議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第12、議案第4号「土幌町犯罪被害者等支援条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 亀 野 議案第4号 土幌町犯罪被害者等支援条例の制定について説明をい 副 町 長 たします。 このたび犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利、利益の保護を図り、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため条例を定めようとするものでございます。 それでは、議案書の5ページを御覧願います。要旨につきましては、説明資料の5ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。第1条では、犯罪被害者等基本法に基づき、本条例の内容を総括的に示すとともに、犯罪被害者等が平穏な生活を回復できるよう犯罪被害者等を支えることを目的として定めております。 第2条では、本条例で使用する言語のうち、定義が必要なものについて第1号から次のページの第7号まで定めております。 6ページに移りまして、第3条では、基本理念について犯罪被害者等基本法第3条に基づいて規定を定めております。 第4条では、町の責務について定めております。犯罪被害者等基本
-----	--	---

法第5条に定められた地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、町として負うべき責務について規定をしております。

第5条では、町民等の責務について定めております。犯罪被害者等基本法第6条に定められた国民の責務の趣旨を踏まえ、町民等として負うべき責務について規定をしております。

第6条では、犯罪被害者等の支援における事業者の責務について定めております。事業者は、犯罪被害者等が被害に遭った後も再被害や2次被害が生じることなく働き続けられるように配慮し、また町や関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するように努めるものいたします。

続きまして、7ページをお開き願います。第7条では、犯罪被害者等に対する相談及び情報の提供等について定めております。犯罪被害者等基本法第11条に定められた相談及び情報の提供等に基づき規定されたものでございます。

次に、第8条では、見舞金の支給について定めております。犯罪被害者等である町民に対し、規則で定めるところにより区分に応じた見舞金を支給することを定めております。犯罪被害者等の経済的な支援としては、国の制度で犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律で定めた犯罪被害者等給付金制度がありますが、犯罪行為の認定や給付額の算定に時間を要するため、犯罪被害直後における支援が迅速なものとは言えない状況でございます。このため、犯罪被害直後でできるだけ早い時期に支援を実施することを目的に、犯罪被害者等基本法第13条の定めに基づき規定するものでございます。

なお、見舞金の支給対象者及び金額その他必要な事項については、士幌町犯罪被害者等支援条例施行規則にて別に定めます。

次に、第9条では、日常生活の支援について定めております。犯罪等の被害に遭うことにより、日常生活でできていたことが突然できなくなった犯罪被害者等に対して町が提供する各種の保健、医療及び福祉サービスを活用し、関係機関等と連携、協力して継続的に支援を行います。

また、多くの犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害に加え、医療機関への通院や入院、裁判手続の対応などにより生活が一変し、それまでできていたことができなくなる場合がございます。犯罪被害者等の置かれる状況は多様であり、日常生活上で必要とする支援もそれぞれ異なりますので、犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援を提供するものでございます。

次に、第10条では、居住の安定について定めております。犯罪等の影響による住居の損傷、心理的な影響、再被害や2次的被害等から従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定の

ために一時的な町営住宅等への入居の配慮などについて支援を行います。

第11条では、安全の確保について定めております。加害者からの再被害や2次被害により犯罪被害者等の早期回復や軽減が妨げられないよう、防犯指導並びに犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱い等を実施することによって、犯罪被害者等の安全を確保することが重要でございます。また、犯罪被害者等の施設への入所等による物理的な保護は道事業となっているため町条例では規定せず、道条例に基づき協力、連携し、犯罪被害者等の安全の確保を図ります。

第12条では、町民等及び事業者の理解の増進について定めております。犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性、2次被害の防止や名誉及び生活の変容への配慮など、犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について町民及び事業者の理解を深めるため、リーフレットの配布や広報紙及びホームページなどを利用して啓発活動を行ってまいります。

第13条では、意見等の反映について定めております。犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきであり、そのニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定、実施される必要がございます。そのため町では当事者である犯罪被害者等の意見を聴取する機会を設けるなど、その意見の反映を図ります。

なお、地方公共団体における意見の反映については、犯罪被害者等基本法の第23条に定められております。

8ページに移りまして、第14条では支援を行わないことができる場合について定めております。犯罪被害者等が犯罪等を誘発するなど自身の責めに期すべき重大な事由がある場合や暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合など、社会通念上適切でないと認められる場合は支援を行わないことができることといたします。

次に、第15条では、委任について定めております。ここでは、本条例に規定されている事項のほか、施行に当たって必要な事項がある場合に規則を別に定めることを規定したものでございます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、令和7年4月1日からとするもので、第8条の規定する財政上の措置は、この条例の施行以後に行われた犯罪行為による被害について適用するものでございます。

以上、議案第4号の説明といたします。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

1 3	河口議長	討論なしと認め、これから議案第 4 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第13、議案第 5 号「下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第 5 号 下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 これは、町が指定管理制度により運営管理、委託している施設に関わる利用料金につきまして、施設の設置条例に規定をしておりますその上限額を決定しようとするものでございます。 下居辺交流施設は、本町の観光拠点施設の一つとして重要な役割を担っており、現行の設置条例に定める利用料金の上限額については、今まで消費税変更分のみの小幅な改定にとどまるなど現在に至っており、旧館取壊しによる規模縮小や近年の急激なコスト上昇を吸収することが大変厳しい状況となっており、令和 7 年 4 月のリニューアルオープンを迎えるに当たりまして、当該施設の持続的な運営を目的に宿泊料等の利用料を改めようとするものでございます。 それでは、説明資料の 6 ページをお開き願います。新旧対照表は 7 ページから 8 ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、第 6 条第 2 項別表に定める施設利用料のうち、宿泊料の上限額につきまして旧館取壊しに伴い和室を廃止することで客室区分を一本化し、大人 1 万 3,000 円、小人 1 万 1,500 円と 1 人当たり 4,000 円の引上げをしようとするものであります。 また、休憩料の上限額、いわゆる日帰り入浴につきましては、大人 800 円、小人 500 円と 1 人当たり 200 円の引上げをしようとするものでございます。 続きまして、貸切り浴場につきましては、宿泊するか、または休憩料をお支払いすると無料で利用が可能でしたが、近隣類似施設においては料金を設けている状況を勘案し、新たに 1 時間当たり 2,000 円を上限にご負担いただくこととしております。 次に、別表 1 の宿泊料及び休憩料及び研修室等施設利用料の備考にそれぞれ記載をしております冬期間の暖房料についてですが、現行の 300 円から 500 円と 1 人当たり 200 円の引上げをしようとするものでございます。 次に、附則ですが、この条例の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでありまして、4 月 1 日からの宿泊に適用するものでございます。

14		経過措置として、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に関わる利用料金について適用し、施行日前の利用に関わる利用料金については、なお従前の例によるものであります。 以上、議案第5号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (なし) 質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし) 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	河口議長	
	河口議長	
	河口議長	
	河口議長	
	河口議長	
	亀野副町長	日程第14、議案第6号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第6号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について説明をいたします。 このたび法律改正により情報通信技術を活用した行政の通信等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について条項のずれが生じたことから、法律の規定を引用している関係条例について文言を改めるほか、法別表第2が廃止されたことに伴う新たな定義の追加を行うものでございます。 議案書の11ページを御覧願います。要旨は9ページ、新旧対照表につきましては10ページから16ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。第1条では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正で、第2条第2号中、第2条第8項を第2条第9項に改め、同条第3号中、第2条第12項を第2条第13項に改め、同条第4号中、第2条第14項を第2条第15項に改め、同条に(5)の特定個人番号利用事務、(6)の利用特定個人情報の2号を加えます。 次に、第4条第1項及び第3項中の法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に改め、同項ただし書き中、当該特定個人情報
	亀野副町長	
	亀野副町長	
	亀野副町長	
	亀野副町長	
	亀野副町長	

		を当該利用特定個人情報に改めるものであります。 次に、第2条では、士幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正で、第2条第10項中、第2条第8項を第2条第9項に改め、第12条第5項の表中、第2条第9項を第2条第10項に改めます。 12ページに移りまして、次に第3条では士幌町町税条例の一部改正で、第36条の2第9項及び第63条の2第1項第1号、第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号、第149条第1号をそれぞれ条文中の第2条第15項を第2条第16項に改めるものであります。 最後に、この条例の施行期日でございますが、公布の日から施行いたします。ただし、条項ずれの改正につきましては、法附則第1条第2号に掲げる規則の施行の日から施行するものであります。 以上、議案第6号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
15	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第15、議案第7号「令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第7号〕」を議題とします。
	河田 総務課 主幹	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課主幹、河田よりご説明を申し上げます。 議案第7号 令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第7号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億385万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億8,177万円に改めようとするものでございます。 債務負担行為の補正は、第2表、債務負担行為補正によるものとし、地方債の補正は第3表、地方債補正によるものといたします。 それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページをお開き願います。2款1項3目財産管理費では、町有施設等の補修、修繕に対応する費用の追加として、10節需用費の修繕料に94万5,000円を追加するものでございます。 次に、2項2目賦課徴収費では、実績に基づく額の確定に伴い、18節負担金補助及び交付金に十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金12万8,000円、地方税電子化協議会会費、分担金4万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。 次に、3款1項1目社会福祉総務費では、実績見込みにより19節扶

助費にひとり親家庭等医療費80万円を追加、3目障がい者福祉費では障がい福祉サービス等報酬の改定に係るシステム改修費用として、12節委託料に障がい者福祉電算システム改修保守委託料93万5,000円を追加し、特定財源として障害者総合支援事業費補助金46万6,000円を充当するとともに、過年度分の国、道からの負担金の精算に伴い、22節償還金利子及び割引料に障害者医療費道費負担金返還金14万3,000円など記載の4件、合わせて47万6,000円を追加するものでございます。

次に、5目高齢者福祉施設費では、特別養護老人ホームの誘導灯更新工事の追加などに伴い、27節繰出金に介護サービス事業繰出金816万円、施設整備費繰出金238万円を追加、7目国民健康保険費では国保会計の滞納整理機構負担金の調整に伴い、27節繰出金の事務費繰出金3万8,000円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。8目介護福祉費では、会計年度任用職員の任用期間延長に伴い、1節報酬に会計年度任用職員報酬11万7,000円を追加するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費では、令和5年度分の交付金の額確定に伴い、22節償還金利子及び割引料に地域子ども・子育て支援事業補助金返還金8万1,000円を追加、2目認定こども園費では町民からいただきましたご寄附を充て、認定こども園の保育室用備品の整備費用として、17節備品購入費の施設備品購入費に10万円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に、6目乳幼児等医療費では、実績見込みにより19節扶助費に乳幼児等医療費150万円を追加、7目未熟児養育医療費では令和5年度分の実績確定に伴う国庫への返還金として、22節償還金利子及び割引料に未熟児養育医療費国庫負担金返還金23万3,000円を追加するものでございます。

次に、4款1項4目病院費では、20節貸付金に病院事業会計運営資金一時貸付金1億5,000万円を追加し、特定財源として国保病院貸付金償還金を同額充当するものでございます。

次に、13ページに移りまして、6款1項7目土地改良事業費では農業基盤整備事業の追加分として、14節工事請負費に畑地等促進整備事業工事910万円を追加し、特定財源として国の畑地等促進整備事業交付金582万4,000円を充当するものでございます。

次に、2項1目林業振興費では、23節投資及び出資金に十勝大雪森林組合出資金257万4,000円を追加し、特定財源として令和5年度の森林組合出資及び事業配当金257万4,000円を充当するものでございます。

次に、7款1項1目商工振興費では、空き家等の解体や新規創業支援など各種申請の増に伴う費用として、18節負担金補助及び交付金に商工業活性化推進事業助成金755万7,000円を追加、2目観光振興費で

はしほろ温泉プラザ緑風の再整備費用において電気設備の追加工事に伴う費用として、14節工事請負費に道の駅しほろ温泉施設設備改修工事1,130万円を追加し、特定財源として辺地対策事業債を同額充当するものでございます。

次に、8款1項1目土木総務費では、街路灯や防犯灯に係る電気料の不足分並びにLED街路灯の灯具交換修繕に係る費用として、10節需用費の電気料と修繕料にそれぞれ40万円を追加、次に14ページをお開きいただき、3目公園管理費では公園内施設等の電気料の不足分として10節需用費の電気料に10万円を追加するものでございます。

次に、10款1項1目教育総務費では、小中学校の1人1台端末の更新に係る端末の環境設定等の費用として、12節委託料に小中学校ICT端末等設定委託料274万1,000円を追加するものでございます。

次に、2項1目、小学校費の学校管理費では、小学校施設に係る燃料費等の不足分として、10節需用費の燃料費に117万7,000円、修繕料に30万円を追加するほか、12節委託料にはボイラー整備点検委託料7万6,000円など記載の3件、合わせて58万6,000円を追加するものでございます。

次に、3項2目、中学校費の教育振興費では、令和7年度から新しい制服の導入に伴い、新入生徒が購入する制服を対象に保護者の負担軽減を目的とした助成を実施するため、18節負担金補助及び交付金に中学校指定制服購入費助成金89万3,000円を追加するものでございます。

次に、15ページに移りまして、6項3目学校給食センター管理費では、学校給食センター設置の包丁、まないた殺菌庫や食品等保管用冷蔵庫の更新費用として、17節備品購入費に機械器具購入費86万6,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開き願います。特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみご説明いたします。9ページの下から2つ目、19款1項1目繰越金の前年度繰越金に3,358万9,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正は、記載の1件について債務を負担しようとするもので、その期間と限度額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。第3表、地方債補正は、プラザ緑風再整備事業の財源とする辺地対策事業債の限度額を補正後の欄に記載のとおり変更しようとするものでございます。

なお、16ページから17ページにかけましては一般職の給与費明細書を掲載、18ページから21ページにかけましては債務負担行為の支出予定額に関する調べを掲載し、最終ページの22ページには地方債の現在

16		高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、それぞれご参照願います。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第16、議案第8号「令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
	吉川町民課長	町民課長、吉川から議案第8号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ890万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,149万6,000円に改めようとするものでございます。
		歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款2項1目賦課徴収費、18節負担金補助及び交付金は、負担金の額の確定に伴い、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金3万8,000円を減額するもので、特定財源として事務費繰入金を同額減額するものでございます。
		次に、2款1項2目高額療養費及び3目出産育児諸費は、実績見込みにより18節負担金補助及び交付金をそれぞれ600万円、150万円追加するもので、特定財源として保険給付費等交付金を同額充当するものでございます。
		次に、7款1項1目保険税還付金、22節償還金利子及び割引料は、過年度分の所得更正等による保険税の還付金55万円を追加し、特定財源として前年度繰越金ほか記載のとおり充当するものでございます。
		次に、6ページに移りまして、2目償還金、22節償還金利子及び割引料は、過年度に実施した給付事業に係る交付金の事業費確定に伴う北海道への返還金として保険給付費等交付金返還金、出産育児一時金国庫負担金返還金、合わせて89万2,000円を追加し、特定財源として国民健康保険準備基金繰入金を同額充当するものでございます。
		歳入については、歳出の特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。

17		以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第17、議案第9号「令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	佐藤保健福祉課長	保健福祉課長、佐藤から議案第9号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,572万1,000円に改めようとするものでございます。 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款保険給付費及び3款地域支援事業費では、事業実績の見込みにより歳出予算充当の組替えを行ったところでございます。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金を120万円減額、8目居宅介護住宅改修費、18節負担金補助及び交付金に40万円を追加、6ページに移りまして2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費、18節負担金補助及び交付金に80万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。 続きまして、2款4項1目高額介護サービス費は、18節負担金補助及び交付金を4万円減額、7ページに移りまして2目高額介護予防サービス費、18節負担金補助及び交付金に同額の4万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。 続きまして、3款4項1目総合相談事業費では、8節旅費を2万円減額、10節需用費の燃料費に同額の2万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。 5款に参りまして、1項2目償還金では、実績の確定によりまして22節償還金利子及び割引料、国庫負担金返還金に6万円を計上、特定財源といたしまして前年度繰越金を同額充当するものでございます。 歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略をさせていただきます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、可決決定いた

18		きますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第18、議案第10号「令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。
	齋藤特養 施設長	特別養護老人ホーム施設長、齋藤から議案第10号 令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,054万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,542万6,000円に改めようとするものであります。 初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。9節交際費については、士幌町弔慰規程に基づきまして特養ホーム入居者様がお亡くなりになった場合に弔慰として支出する香典に不足が生じるため、3万円を追加するものであります。10節需用費の賄い材料費につきましては、特養の給食調理員の人員不足に対応するため、調理加工済食品などを購入するために164万円を追加するものであります。12節委託料につきましても、ただいま説明させていただきましたとおり、調理員不足の対策の一つといたしまして、部分的に業務を委託するために委託料649万円を追加するものであります。14節工事請負費につきましては、施設内の非常口を示す避難誘導灯に内蔵バッテリーの消耗劣化による点灯不具合があるため、避難誘導灯を工事する工事でございます。特定財源といたしまして、一般会計繰入金816万円、施設整備繰入金238万円を充当するものであります。 4ページの歳入につきましては、特定財源でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。

19		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第19、選挙第1号「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、議長が指名することに決定しました。 それでは、指名いたします。選挙管理委員に神野則夫さん、長峯愼一さん、吉田均さん、吉田光代さんを指名し、選挙管理委員補充員に淡中済さん、藤村裕一さん、足立雅人さん、野村真基さんを指名し、同補充員の順位は指名した順序といたします。 お諮りします。ただいま指名した神野則夫さん、長峯愼一さん、吉田均さん、吉田光代さんを選挙管理委員の当選人に決定し、淡中済さん、藤村裕一さん、足立雅人さん、野村真基さんを選挙管理委員補充員の当選人に決定し、補充員の順位は指名した順序とすることにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本選挙は議長が指名した方を当選人に決定し、補充員の順位は議長が指名した順序とすることに決定しました。 以上で本日の日程は全て終了しました。 次回は、11日午前10時から再開します。 本日はこれで散会します。
		(午前11時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員